

2020年度「公衆衛生系専門職大学院認証評価」の結果について

I. 公衆衛生系専門職大学院認証評価の目的

本協会の評価事業は、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」（公益財団法人大学基準協会定款第3条）ことを目的としています。そして、公衆衛生系専門職大学院認証評価では、より具体的に以下の2つの目的を掲げています。

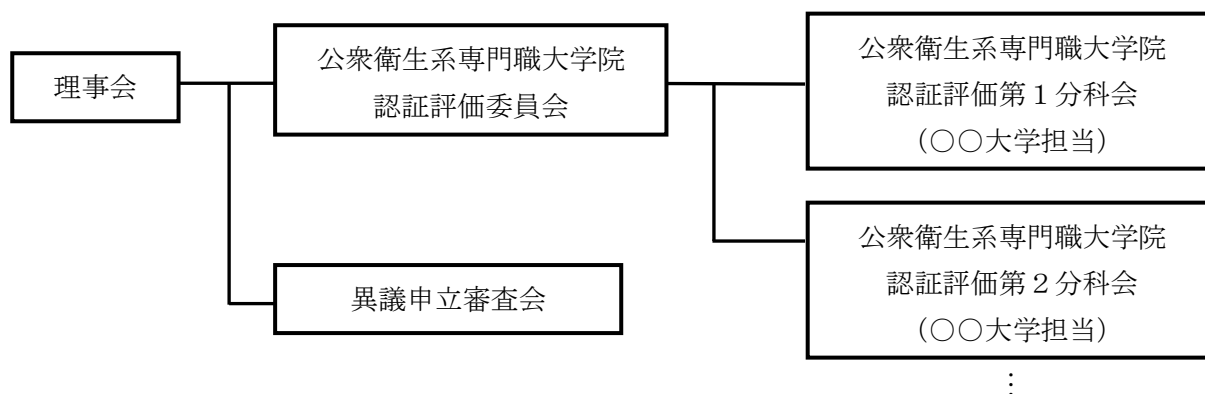
- ① 公衆衛生系専門職大学院基準の適合判定を行うことにより、当該大学院の質を社会に対して保証すること
- ② 評価結果の提示やアフターケア等を通じて、当該大学院の質の維持及び向上を継続的に支援すること

上記のような目的を果たしていくために、2011年度より公衆衛生系専門職大学院認証評価を実施してきました。特に、①に関しては、関係法令等の遵守状況のみならず、当該大学院の固有の目的の達成に向けた活動の実施と、自己点検・評価を教育研究活動の改善に結びつけるためのシステムの整備という2点を重視しています。

II. 公衆衛生系専門職大学院認証評価の組織体制

本協会の公衆衛生系専門職大学院認証評価では、下掲のような組織体制が採用されています。

公衆衛生系専門職大学院認証評価組織体制図



各組織体の構成などは、表1の通りであり、いずれも公衆衛生大学院の教員や公衆衛生系分野の実務家、外部有識者から構成されます。また、「公衆衛生系専門職大学院認証評価分

科会」は申請大学院ごとに設けられます。

表 1：公衆衛生系専門職大学院認証評価関係会議体の構成等

| 組織体 | 人数 | 備考 |
|------------------------|-------|---|
| 公衆衛生系専門職大学院 認証評価委員会 | 12名以内 | 必要に応じて幹事を置くことがある。 |
| 公衆衛生系専門職大学院 認証評価分科会 | 原則4名 | 主査1名と委員3名から構成される。必要に応じて委員を増員する場合や、オブザーバーが参加する場合もある。 |

Ⅲ. 公衆衛生系専門職大学院認証評価のプロセス

1. 年間の評価プロセス

公衆衛生系専門職大学院認証評価の1年間のプロセスを時系列に取りまとめると表2のようになります。

表 2：年間の評価プロセス

| | | |
|------------------------|--|-----------------------------------|
| 公衆衛生系専門職大学院 認証評価分科会 | 評価者研修 セミナー | 評価の内容・方法や守秘義務などに関する内容の学習 |
| | 書面評価 | 提出資料に基づく所見の作成、主査・委員による審議 |
| | 実地調査 | 当該大学院での面談調査、学生インタビュー、資料閲覧、施設・設備見学 |
| 公衆衛生系専門職大学院 認証評価委員会 | 各分科会より提出された分科会報告書に基づく認証評価結果（委員会案）の作成、意見申立への対応、認証評価結果（案）の作成 | |
| 理事会 | 公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会より提出された認証評価結果（案）の審議 | |

2. 提言とアフターケア

(1) 提言

認証評価結果においては、内容に応じて表3のような4種類の「提言」を付すことがあります。

表3：公衆衛生系専門職大学院認証評価結果における提言

| 種類 | 内容 |
|------|-----------------------------------|
| 長所 | 基本的な使命や固有の目的の達成に向けて成果・機能が認められる取組み |
| 特色 | 固有の目的に即した特色ある取組み |
| 検討課題 | 十分な検討と改善に向けた一層の努力が望まれる事項 |
| 勧告 | 早急に改善措置を講じる必要がある事項 |

(2) アフターケア

上記の「提言」のうち、「検討課題」及び「勧告」に関しては、認証評価の終了後に以下のような対応が求められます。

①公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会でのプレゼンテーション

認証評価結果に「検討課題」及び「勧告」が付された場合には、それぞれの対応方法を検討し、具体的な計画を策定したうえで、本協会の公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会に対してプレゼンテーションを行う必要があります。そして、プレゼンテーションの実施後には、出席委員との質疑応答・意見交換を通じて、より良い方策を模索していきます。

②改善報告書の提出

認証評価結果に「勧告」が付された場合には、認証評価の終了後、本協会が指定する期日までに「改善報告書」を提出する必要があります。提出された「改善報告書」は、公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会において検討を行い、その結果は各大学に通知します。

3. 重要な変更に伴う届出

公衆衛生系専門職大学院認証評価を受けた大学院は、教育課程や教員組織等に重要な変更があった場合、当該事項を本協会に届け出ることが義務づけられています。この届出がなされた場合、公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会は、当該大学院の意見を聞いた上で、必要に応じて認証評価結果に当該事項を付記するなどの措置を講じます。

IV. 公衆衛生系専門職大学院認証評価結果の構成

| 項目名 | 内容 |
|--------|---------------------------|
| 認証評価結果 | 「公衆衛生系専門職大学院基準」への適合状況 |
| | 認定期間 |
| 総評 | 評価結果の全体的な概要（当該大学院固有の目的、特色 |

| | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| | ある取組み、改善が求められる事項や今後の課題など) |
| 公衆衛生系専門職大学院 基準の各項目における概 評及び提言 | 「概評」 |
| | 「提言」(「長所」、「特色」、「検討課題」、「勧告」) |

V. 2020年度の公衆衛生系専門職大学院認証評価の結果

1. 申請大学院及び適合判定

(1) 公衆衛生系専門職大学院認証評価

| 設置形態 | 専門職大学院の名称 | 判定 |
|------|-----------------------------|----|
| 私立 | 帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 公衆衛生学専攻 | 適合 |

2. 2020年度公衆衛生系専門職大学院認証評価関係委員会等名簿

(1) 公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会名簿

| 役名 | 氏名 | 所属名 |
|------|-------|--------------------------------|
| 委員長 | 橋本英樹 | 東京大学 |
| 副委員長 | 武林亨 | 慶應義塾大学 |
| 委員 | 飯野奈津子 | 日本放送協会 専門解説委員 |
| 委員 | 鴨打正浩 | 九州大学 |
| 委員 | 佐藤俊哉 | 京都大学 |
| 委員 | 高橋謙造 | 帝京大学 |
| 委員 | 玉腰暁子 | 北海道大学 |
| 委員 | 土野久憲 | コニカミノルタ ジャパン株式会社 ヘルスケアカンパニー |
| 委員 | 堤明純 | 北里大学 |
| 委員 | 前田秀雄 | 東京都北区保健所 |
| 委員 | 前田光哉 | 神奈川県健康医療局 |
| 委員 | 我妻ゆき子 | 筑波大学 |

| | | |
|----|-------|---------------|
| 幹事 | 佐々木 敏 | 東 京 大 学 |
| 幹事 | 高 橋 理 | 聖 路 加 国 際 大 学 |

(2021年3月26日現在)

(2) 公衆衛生系専門職大学院認証評価分科会名簿

帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻

| 役 名 | 氏 名 | 所 属 名 |
|-----|-----------|-------------------|
| 主査 | 橋 本 英 樹 | 東 京 大 学 |
| 委員 | 佐 藤 俊 哉 | 京 都 大 学 |
| 委員 | 山 本 光 昭 | 東 京 都 中 央 区 保 健 所 |
| 委員 | 我 妻 ゆ き 子 | 筑 波 大 学 |

(2021年3月26日現在)

3. 2020年度公衆衛生系専門職大学院認証評価のスケジュール

(1) 公衆衛生系専門職大学院認証評価

| | |
|------------|--|
| 2020年 ～1月末 | 認証評価申請書の提出 |
| 3月 | 公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会の開催 |
| 4月 | 認証評価関連資料の提出 ^{*1} |
| 4月下旬～5月下旬 | 評価者研修セミナーの開催 ^{*2} 分科会主査・委員に対する提出資料の送付 |
| ～7月上旬 | 分科会主査・委員による評価所見作成、 分科会委員による分科会報告書（原案）とりまとめ |
| ～7月中旬 | 分科会主査による分科会報告書（原案）の確認 |
| 7月中旬 | 分科会の開催 ^{*2} |
| 10月下旬 | 実地調査の実施 ^{*3} 、その後、分科会報告書の完成 |
| 11月中旬 | 公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会正・副委員長による 検討・審議 ^{*2} |
| 12月上旬 | 公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会の開催 ^{*2} |
| 12月下旬 | 「評価結果」（委員会案）の申請大学院への送付 |
| 2021年 2月上旬 | 公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会の開催 ^{*2} |
| 2月下旬 | 理事会の開催 |

<2020年度専門職大学院認証評価における新型コロナウイルス感染症拡大予防に係る措置>

- ※1：評価資料の提出においては、2020年4月7日～5月25日に緊急事態宣言が発出されたことに伴い、申請大学院の状況によっては、当初の締切日には電子データでの提出を認め、評価資料（紙媒体）の提出締切を遅らせ、4月下旬に紙媒体での資料受取が完了しました。
- ※2：評価に係る各種会議、研修等は、審議・検討内容に応じて、メール審議、説明動画の配信（オンデマンド形式）、ウェブ会議で実施しました。特に慎重な審議を要する場合には、対面形式での会議とウェブ会議を組み合わせで実施しました。
- ※3：実地調査に関しては、専門職大学院認証評価では、施設・授業見学、成績評価や修了成果物に係る資料の閲覧が必須であることから、可能な限り評価者が現地を訪問しました。ただし、申請大学院・評価者の状況を聞いた上で、訪問が難しい場合には、一部の参加者・実地調査プログラムはオンラインシステム（ウェブ会議、ウェビナーでの授業見学など）を用いて実施する、あるいは、全面的にオンラインシステムを用いて実施することで対応しました。